

# キラキラ

NO. 160

平成27年6月15日



北九州市  
市民活動サポートセンター

## ミッション！水辺の事故“ゼロ”を目指して ～ライフセーバーたちの絆～



第155回 サポートセンターの日 発表団体

■特定非営利活動法人 玄海ライフセービングクラブ■  
副代表理事 佐藤 茂夫 氏

連絡先：玄海ライフセービングクラブ事務局

TEL093-221-1001（芦屋町観光協会内）

特定非営利活動法人 玄海ライフセービングクラブ

1999年 福岡県芦屋町にて設立。現在は芦屋海水浴場とレジャープール（アクアシアン）を拠点に活動中。夏はライフセービング・冬は海岸保全活動に取り組んでいます。



私たちが暮らす北九州市は、多くの自然に囲まれ、長い海岸を持つ街です。そのため水辺に親しむ機会も多くあります。

今月の「サポートセンターの日」は、水辺の安全と環境を守るライフセーバーの仕事についてお話をしてもらいました。

みなさんがイメージするライフセーバーとは、どんな人ですか？海で溺れている人を、さっそうと助ける！そんな姿が思い浮かぶのではないのでしょうか。

ライフセーバーの仕事で最も重要なものは、**事故の救助活動ではなく、事故そのものを防止することです。**

事故を防ぎ、皆さんが気持ちよく“水”を楽しめるよう、監視、案内、美化、安全教育、啓蒙といった幅広い活動を行っています。救助姿に憧れを抱いて入会する若者もいますが、救助は生やさしいものではありません。技術と体力が必要で常にトレーニングを行う厳しいものです。

一方、ライフセーバーの中には、泳ぎが苦手な人もいます。海辺ではケガや迷子も多く、こちらのサポートも欠かせないからです。それぞれが自分の役割を担い、チームで動く。それが**水辺の事故ゼロ**へつながるのではないのでしょうか。



ミッション達成のため、日々のトレーニングがかかせません！



ひとたび事故が起これば、ライフセーバーの方々は、自らの危険も顧みず、救助にあたってくれます。少しでも多くの方に活動を知っていただき、自分の身を守る術を身に付けていただけたらと思います。

オフシーズンのコマ



磯の教室（芦屋町夏井が浜）



清掃活動

島の教室（苅田町神の島）



## 助成金等の情報

助成金名	分野	団体名	締切
社会福祉助成金	保健・福祉	みずほ福祉助成財団	6/30
平成27年度 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動	福祉	一般社団法人生命保険協会 子育てと仕事の両立支援事務局	6/30
平成27年度 子ども文庫助成	子ども	公益財団法人 伊藤忠記念財団	6/30
日本財団福祉車両助成	保健・福祉	日本財団 公益ボランティア支援グループ	6/30
あしたのまち・くらしづくり活動賞	まちづくり	公益財団法人 あしたの日本を創る協会	7/13
1000人の夢寄金	文化	公益財団法人 北九州活性化協議会	7/31
平成27年度 日本女性学習財団賞	男女共同参画	公益財団法人 日本女性学習財団	8/31

※詳細はサポートセンターのHPに掲載中。また、当センターの助成金コーナー（ラック）では紙ベースでの情報を提供しています。

### NPO法人数・設立申請状況（平成27年5月31日現在）

北九州市内のNPO法人数 304団体

設立認証申請中の団体

◆国際交流・フォーラムこくら南 ◆北九州グリーン都市研究会



※市内に主たる事務所を置くNPO法人数（市外に事務所があるNPO法人でも、市内に主たる事務所がある場合は、数に含めています）。

### NPO法人の基本再確認 ～利益相反行為の禁止について～

#### 利益相反行為とは

利益相反行為とは、NPO法人と当該法人の代表理事（理事長）との間での契約など、法人と理事との利害関係が対立する状態のことをいいます。

具体的には、

- ①法人の理事長が所有する自宅の一部を法人の事務所として借りるため、この賃貸借契約を法人の代表として当該理事長が締結する場合
- ②理事長が代表者となっている会社と何らかの契約を締結する場合
- ③理事長から利息付の金銭貸付を受ける場合などが該当します

#### 特別代理人の選任

利益相反行為に該当する契約行為等を行う場合には、特別代理人を選任する必要があります。次のような手続を経て契約をしてください。

<手続き>

- ①総会において、当該契約において法人を代表する「特別代理人候補者」を選任
- ②所轄庁に「特別代理人選任請求書」を提出
- ③所轄庁で特別代理人を選任
- ④所轄庁において選任された「特別代理人」を法人の代表として契約を締結

サポートセンター主催・共催の講座・セミナー情報（無料・要予約）

6月	時間	講座名	内容
23 (火)	13:30~16:30	◆平成26年度NPOと行政との協働事業実績報告会◆	平成26年度の協働事業について採択団体と行政担当課による報告会を開催します。
24 (水)	10:00~16:00	◆税理士相談会 (NPO法人向け)◆	税理士が会計や税務に関する相談をお受けします。 ※毎月第2・第4水曜日に開催予定です。
24 (水)	19:00~20:00	◆NPO入門説明会◆	NPO法人設立の準備を始めた方向けです。 ※毎月第2・第4水曜日に開催予定です。
24 (水)	10:30~12:00	◆認定NPO法人 制度説明会◆	認定制度の概要について、説明します。 ※毎月第4水曜日に開催予定です。
25 (木)	18:30~20:00	◆サポートセンターの日◆	地域で支える認知症見守り応援団 ◇特定非営利活動法人 グループホームやまびこ 副理事長 田中 良幸氏
7月	時間	講座名	内容
8・22 (水)・(水)	10:00~16:00	◆税理士相談会 (NPO法人向け)◆	税理士が会計や税務に関する相談をお受けします。 ※毎月第2・第4水曜日に開催予定です
8・22 (水)・(水)	19:00~20:00	◆NPO入門説明会◆	NPO法人設立の準備を始めた方向けです。 ※毎月第2・第4水曜日に開催予定です。
14 (火)	18:00~21:00	◆行列のできる講座と 思わず手に取るチラシの作り方◆	参加してみたいくなるような講座の企画や、チラシの作り方を学びます。※参加費 200円
16 (木)	19:00~20:30	◆NPO入門セミナー◆	市民活動に関する基礎的な事をお話する、初心者向けのセミナーです。
22 (水)	10:30~12:00	◆認定NPO法人 制度説明会◆	認定制度の概要について、説明します。 ※毎月第4水曜日に開催予定です。

◆北九州市市民活動サポートセンター

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3コムシティ3階  
TEL 093-645-3101 FAX093-645-3102

◆NPO法人に関する相談・申請受付（要予約）、NPO・市民活動等に関する相談、印刷機等の利用（要登録）など

◆ご利用は、月曜日～土曜日《10時～21時》

日曜日・祝日《10時～19時》

（毎月第1・3・5月曜日及び年末・年始休館）

◇北九州市市民活動サポートセンター・ムーブサテライト

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 ムーブ1階  
TEL 093-562-5309

◇NPO法人に関する相談・申請受付（要予約）、NPO・市民活動等に関する相談、印刷機等の利用（要予約・登録）など

◇ムーブサテライトには、火曜日と金曜日以外は、職員がおりません。  
利用に関する詳細は、ホームページをご覧ください。か、電話やメール等でお尋ねください。

HP（キラキラネット）<http://www.kirakirakita.jp>  
メールアドレス support3@axel.ocn.ne.jp

📖 編集後記

梅雨に入り、あじさいの花が色を増し、街には傘の花が開いています。

でも、このうっとうしい時期が過ぎれば、待ちに待った夏。

警視庁生活安全局の統計では、水難事故は年々減少しています。

これは、ライフセーバーの方々の、遊泳者の努力の結果です。

この夏も、安全に留意し、きまりを守り、マリンスポーツを楽しみましょう。

by ラムママ